

医療法人光陽会
老人保健施設とべ和合苑

通所リハビリテーション
介護予防通所リハビリテーション

運営規程

第1章 趣 旨

(趣旨)

第1条 医療法人光陽会が開設する介護老人保健施設とべ和合苑（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション事業の適正な運営を確保するために愛媛県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年10月23日条例第62号）及び愛媛県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年10月23日条例第63号）に基づき、必要な事項を定める。

第2章 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（以下、「通所（予防通所）リハ」とする）は、要介護・要支援状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所（予防通所）リハ計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当事業所では、通所（予防通所）リハ計画に基づいて、理学療法、作業療法及び言語療法その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在家ケアの支援に努める。

- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行なわない。
- 3 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者（介護予防支援事業者）、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 4 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- 5 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 6 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 一 名 称 老人保健施設とべ和合苑 通所(介護予防通所)リハビリテーション
- 二 所在地 伊予郡砥部町北川毛1412番地3

第3章 従業者の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

一 管理者 医師1名(施設長)

管理者は、従業者の総括管理、指導を行い、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

二 介護職員または看護職員 4名以上

介護職員または看護職員は、利用者の日常生活の介護、支援を行なうほか、通所(予防通所)リハ計画の検討と実施に当たる。

三 支援相談員 1名(兼務)

支援相談員は、利用者の生活、行動プログラムの計画、対外連絡並びに利用者及び家族への支援相談を行なうほか、通所(予防通所)リハ計画の検討と実施に当たる。

四 作業療法士又は理学療法士 1名以上(兼務)

作業療法士又は理学療法士は、利用者の機能回復訓練並びに日常生活動作能力の改善を行なうほか、通所(予防通所)リハ計画の検討と実施に当たる。

五 管理栄養士 1名(兼務)

管理栄養士は、利用者個々の栄養管理を行うほか通所(予防通所)リハ計画の検討と実施にあたる。

第4章 営業日及び営業時間

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日は日曜日から土曜日までとする。但し、12/31から1/3までを除く。

二 営業時間は午前8時30分から午後5時30分までとする。但し、延長利用の場合はこの限りではない。

第5章 利用定員

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は、事業所の営業日の一日あたり40人とする。

第6章 事業内容及び利用料、その他の費用の額

(事業の内容)

第8条 事業の内容は次の通りとする。

- 一 通所(予防通所)リハは、医師、看護師、理学療法士、作業療法士等リハビリタップによって作成される通所(予防通所)リハ計画及びリハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法及び作業療法、その他必要なリハビリテーションを行う。
- 二 通所(予防通所)リハ計画に基づき、入浴介助を実施する。
- 三 通所(予防通所)リハ計画に基づき、食事を提供する。
- 四 通所(予防通所)リハ計画に基づき、居宅及び施設間の送迎を実施する。

(利用料等)

第9条 利用者負担の額を次の通りとする。

- 一 保険給付の自己負担額を厚生労働大臣が定める基準によるものとし、別に定める料金表により支払いを受ける。
(※厚生大臣が定める基準(=介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示すること)
- 二 実費について、別紙料金表のとおり支払いを受ける。

第7章 通常の事業の実施地域

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、砥部町、松山市(旧北条市及び島しょ部を除く)、伊予市、東温市、松前町、久万高原町(旧久万町)の地域とする。

第8章 その他運営に関する重要事項

(身体の拘束等)

第11条 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかつた理由を診療録に記載する。

(褥瘡対策等)

第12条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第13条 通所(予防通所)リハ利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 通所(予防通所)リハ利用中の食事は、特段の事情がない限り事業所の提供する食事を摂取いただくこととする。食費は第9条に利用料として規定されるものであるが、同時に、施設は第8条の規定に基づき利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、食事内容を管理・決定できる権限を委任いただくこととする。

(非常災害対策)

第14条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画を策定し、事業所の見やすい場所に掲示するものとする。また消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- 一 防火管理者には、事業所管理者を充てる。
- 二 火元責任者には、事業所職員を充てる。
- 三 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- 四 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

五 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

六 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)

② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……隨時

七 非常災害が発生した場合に従業者及び利用者が当事業所において当面の避難生活をする事ができるよう、必要な食糧、飲料水、医薬品その他の生活物資の備蓄に努めるものとする。

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第15条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第16条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- 一 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第17条 施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

第18条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人光陽会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第19条 職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第20条 利用者の使用する施設食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第21条 施設職員に対して、施設職員である期間および施設職員でなくなった後において

も、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、施設職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。

第 22 条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、施設職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシー・ポリシーについては、施設内に掲示する。
- 3 通所(予防通所)リハに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人光陽会介護老人保健施設とべ和合苑の役員会において定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 23 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を年2回以上実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

平成14年 3月 1日改訂

平成18年 4月 1日改訂

平成18年10月 1日改訂

平成20年12月 1日改訂

平成27年 4月 1日改訂（通所リハビリテーション運営規定と介護予防通所リハビリテーション運営規定を統合）

平成29年 4月 1日改訂（職員の職種、員数及び職務内容）変更

平成30年 4月 1日改訂（職員の職種、員数及び職務内容）変更

平成31年 4月 1日改訂（職員の職種、員数及び職務内容）変更

令和2年 4月 1日改訂（職員の職種、員数及び職務内容）変更

令和3年 4月 1日改訂（職員の職種、員数及び職務内容・虐待防止に関する事項）

令和4年 4月 1日改訂（職員の職種、員数及び職務内容）変更

令和5年 4月 1日改訂（職員の職種、員数及び職務内容）変更

令和6年 4月 1日改訂（職員の職種、員数及び職務内容）変更